

総社市告示第14号

総社市短期入所サービス拡大促進事業補助金交付要綱（平成29年総社市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
短期入所事業所の区分	対象者	補助基準額	利用日数の上限	短期入所事業所の区分	対象者	補助基準額	利用日数の上限
医療型短期入所事業所	重症心身障がい児者等	<u>10,000円</u>	60日	医療型短期入所事業所	重症心身障がい児者等	<u>12,000円（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に短期入所事業所の指定を受けた事業所にあつては、当該指定の年度から5か年度の間は、18,000円とする。）</u>	60日
福祉型短期入所事業所	重症心身障がい児者等	<u>7,900円</u>		福祉型短期入所事業所	重症心身障がい児者等	<u>5,000円</u>	
	医療的ケア児者	<u>7,900円</u>			医療的ケア児者	<u>7,000円</u>	
	重症心身障がい児者等かつ医療的ケア児者である者	<u>7,900円</u>			重症心身障がい児者等かつ医療的ケア児者である者	<u>12,000円</u>	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。